



ワ7
6113
1

慶應戊辰新刻

津田真一郎譯
泰西國法論

江戸開成所

泰西國法論目録

凡例 国法論の立と本國卦九

緒言

第一卷 泰西國法論の總旨

國法論の總旨

第一篇

泰西國法論の釋義并其界限

第二篇

泰西國の主權

第三篇 泰西國制法

第四篇 泰西國の主權

泰西國法論

目録

去五味均平藏



第四篇

政令并々理財

第五篇

司法

第六篇

刑法并々治罪法

第二卷

國家并々其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論にて立る本國住民の區別

第二篇 儒學

國民外國人

第三篇

自主民不自主民

第四篇

國民品種の區別

第五篇

國民品位の區別

第六篇

國家よ對して住民有する所の通權

第七篇

國民の公權又名都

第八篇

國家々對一して住民の務もべき義

第三卷

各種の政體

第一篇

政體總論

第二篇

多頭政治

第三篇

平民政治一名民主の國

第四篇

豪族政治

第五篇

一頭政治

第六篇

藉土の制

第七篇

盟邦及合邦

第八篇

國內の區分

第四卷

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第二篇

根本律法即國制又稱朝綱

第三篇

國家及其國の住民彼此權義の定規

第四篇

國制即建國の法制

第五篇

定律國內均勢の制

第六篇

政令理財を良善あらむ。保証

第七篇

政府の報告

第八篇

宰相の任責

第九篇

國家の財政を一々善あらむ。保証

大命を奉ト和蘭ニ游び西周助と偕ニ法學を來丁（ダーリング）の大學

博士シモン・ヒッセリグ先生より受け先生の口授は從ひ蘭語の儘筆記せ一者五種なり其詳あるも西氏の譯も所性法口訣の凡例も譲る此書ハ即其第三種にて今余が謹で譯も所あり或も譯字の不當文意の不通を免まば伏して大方は是正を乞ふ間もなく至る者五百十二人西洋の法學別とく數科と成る初學或も望洋の歎を免れど余嘗て泰西法學要領を撰を今又其要を撮む事左の如

法學を法律の學^ヲ西洋列國の大學校^ニ於て生徒大半此學^ヲ從事を彼國大學の學科之を大別^{シテ}五^ト六就裡法學の廣生最多一余^タ曾て遊び來丁^シの大學校昨千八百六十五年の廣生曆を閱^スれど總計廣生五百十二人の内法學廣生二百八十三人千八百五十六年維也納大學の生徒二千六百十四人の内法學生九百十二人^ヲ居^リ他の大書院生徒の比例大抵是と大同小異あり是其故彼國^ニ於て法院の諸官^ヲ論^ジ迄も無く内外諸有司大槻此學^ヲ及第學士^ト拔擢せらる^ムよ因^スあり
西洋の諸學其本希臘^ト出づ然とどし希臘の時^{漢土周}當^ム又唯文學の一科^ト餘の諸學を包羅^セ事恰漢

土本邦目今^ノの狀^ヲ似^ト羅馬^ノ時代^漢法科漸^シ別^シ特^ム一科^ヲ為す勢^ハ故^ム方今^ノ法學羅馬^ヲ以て祖^トし我邦中古明法^ノ學^{アリ}方今^ノ泰西法學^{の一端耳}

羅馬^ノ法學^ヲ東帝^{如^チ帝尼安第一}西^{洋紀元五百}年許^ノ人^ニ當^チチリボニアニ^ス等有名^ノ法學士^を羅馬古來^ノ法^律及^シ批文^ノ法^ト為^シ可^シ者^ヲ彙集^シレ^ム因^テ始^テ書^ヲ成^レ名^ケコル^スユリス^レヒリス^ト云^フ法學法朗西語^ヲ之^ヲシリス^{アル}ダ^シス^ス又^シエ^ンシ[・]デ^ュドロ^トイ^ム英吉利人^之をシリス^{アル}デ^ンシ[・]サ^{イン}

レ・オ・フ・ゼ・ラウ或も單モラウと稱し獨逸モレグツキスセ
ンキヤフト或モレグツゲレールサームカイトと云ひ和蘭
ヨレグツゲレールドヘイドと云ふ英のラウを法の義ふ
リ左リ即佛のニリ及ドロワ獨蘭のレグトも詞訟俗又所
謂公事の義フシエニキスセンキヤフトゲレールドヘイド
等モ學の義あり故モ唯英語のみ法學と翻す可く他モ詞
訟の學公事と譯を可ードロワニリ・ギリ皆詞訟の義あれ
共本米曲直の直の義フシエニキスセンキヤフトゲレールド
の本義即直あり蓋詞訟も理直を以て勝ち曲を以て敗る
れもあり漢人法官を稱して司直といふも此義あり邦語
の公事も私曲無き義ありベリ英モライトテモ語ナリ全

く同義フシ用法も略同ドクレ共學科の名又モラウ法て
ふ語を用ひテライト直てふ語を用ひズ漢土の語法英の
例又似ナリ故ニ今此學の總名を譯フ法學と云ふ邦語
モ公事學とも譯モ可一

右の如クドロワ・ライト・レグトも本來正直の義フシ正大
直方自立自主の理を伸る意を含む然れ共諸國慣習の用
例其義一あリビ大略を撮ム左の如一

其一 義の對モーク權と譯を可ー譬モ券主モ償ふ
べき義ナリ債主モ之を責る權ナリク如一法
學中此意又用ひ所尤多一故ニ法學又之を權
學と譯を可ー

其二 分と譯を可一一人各分り父死一て子嗣くを
子の分あり賣買を商の分耕種を農の分より
て他人之を争ふ可らざる如一

其三 正直の本義よりて律法と相對す蓋律法宜一
く正一うる可一然れ共時りて狂妄の事行
れども

其四 國例と譯す可一譬ぞ羅馬國例法朗西國例と
謂ふが如一此を羅馬國法朗西國も通行せる
權と分あり

其五 每事一定の條例なり此條例を總括して者
を謂ふ譬ぞ家法又後見の權の如一彼土にて
同義ある

れ共我邦ノレモ一も法と
翻ハ權と譯をべし

其六 學者理を考へ道を講す其議論世法トシ可一

此時を又之を義と譯す可一

其七 直ニ之を法學と譯す可一

其八 司法院等聽訟驗治の所を指す

其九 理非曲直を判する語を指す

其十 或も此語を假りて非を枉て理と為す至強の

權の如一

法論を惟人間も通行する耳彼國も昔時禽獸亦其權たり
といへる説なり松も大夫の位を與へ鷺も五位を授ふ者
と同日の論にて大也。謬あり但世も漫も禽獸を殺を禁

ひらを専人の為よりて誼諱争鬭を防く爲あり又古昔彼
土の入奴ひり生殺與奪の權皆其主人よりて入奴を毫
釐も權を有せば禽獸草木等一く惟主人所有の一物耳
是大は天理人道よりけり後世人文大は闡け人々皆律法
上より同權を得るよ至り入奴遠く縱を絶へり但黒奴を
天の罪人よして尋常の人類非ぞと云ふ彼國古來の陋
見と利欲とよ惑ひて近時すで存へり英吉利人魁とし
て之を廢へ晚近米利堅の奴亂平定にて黒奴始て人間よ
蘇生するを得たり然るよ我邦士人無禮を咎めり人を殺
す權ひり至強の權より非理の理より思ふ可き事あり
法論の本意ハ人々をして其自立自主の權を保つゝも

よ在り彼國よ昔時一切の人權を奪ひて生をひぐ死人よ
同一うむ刑ひりされども今を廢へり是法學の一層
高き教加へ一証あり

法學人道と異あり人道を仁義禮讓を説き法學を惟事の
曲直理の當否を論を

法學よ三種の別ひり第一天創草昧の土地よと惟先例の
慣習法ある耳凡百の事之を以て裁斷を第二聖賢法律を
制定へて明よ天下よ掲示を國家民人の權義名分皆法律
よ照へて之を知る可ト第三學者律法の善惡を論へ法學
の論を定む之を學者の法論と云ふ蓋國家他日是よ由て
以て法律を改革をとくよ歴々の聖賢の附文と並ア設ノ

先例慣習法を未以て書を成さば聖賢の制法より始て之を書き筆を故々不文律法成文律法の別なり法學別として數科なり今之を區別する方法二あり其一之を體用の二類より別つ

體

用

列國公法

通信禮式

國法

有司法論

刑法

治罪法

私法

詞訟法

同上
私法

私法又三種より別つ甲平民私法乙商法丙列國平民

其二之を三大種より別つ

第一 列國公法

第二 國法

第三 民法

列國公法又細別して三種曰く列國公法理論曰く列國通用公法曰く通信禮式
國法又細別して五種曰く國法理論曰く通用國法曰く刑法曰く治罪法曰く有司法論
私法又細別して五種曰く性法曰く民法曰く商法曰く列國庶民私法曰く詞訟法

慶應二年丙寅九月

津田真一郎真道謹識

泰西國法論

緒言

國法論も之を四段より別て説く可し

第一 國法論の總旨

第二 國家并々其國住民雙方の權義

第三 諸種の政體

第四 見今定律國法の大旨



泰西國法論卷一

津田真一郎真道謹譯

第一篇

國法論の釋義并々其界限

第一章　一國法論を國家國民雙方の權と義とを彙集して論す國家を幹あり國民ハ支あり幹支相維持して國以て立つ互々權行り義あり辨ぜども有る可らず

第二章　茲より許多の人一箇の境域中より住し其公益を長ド衆利を増すを為す共より主長を戴き其權威より服従する者により之を稱して國と云ふ而して主長を定立の條例より

從ひ闔國民の全力を使用する權柄を操る

第三章 故ニ國も人間公會の尤大ニテ其體裁全備せ
者と知る可)

第四章 國の尋常公會と異ある所左の六件ニ在リ此を
國を成すに欠く可らず者あり

第一 民種 此を許多の人其出自言語風俗議論所
用必需の同一きよ因て合つて一種の民とあ
れヲ云ふ

第二 土地 此を即所謂國あり但其境界ニ天造と
人作の別なり

第三 立國の本意 此を闔國全民の大利益を主と

第六章 入内して他瑣細の節目ニ涉らば入間山要事

第四 永續無窮 年限無きあり

第五 自立自治の權全して缺ざ 鄰國ナリ抑制セ
ラフ事あく高く凡百小公會の上ニ駕を

第六 主權即君權 一切國人此權ニ服從して臣民

と稱を

第五章 立國の本意を散亂して民力を統合し其條理
を正し政令を理め國益民福を増加する在り若夫人民
唯天然同居して國を成ざれど民力支分して統一せず且
屢相鬭殺す

第六章 此本意を達する為ニ國家の宜しく注意を可き

條件左の如く

第一 其保存を虞る可き事

第二 外寇を禦き内變を制し人民の權利平安を保護を可き事

第三 國民同居の際禮序正しき可き事

第四 國内諸民其力を用ひ事互に同一にしげと雖必竟相濟け相養い通國の福履を增長する出ぞ國家ハ億兆の君師須らく之を誇導して其本意を達せしむ可き事

第七章 立國の原由ハ其本意中より明白あり若夫國を成ざれど人民相濟養を以道無し故より其原ハ人間必要ふ

て須臾も久く可らざるより在り

第八章 世より或成國の淵源を直より上古天神の口勅より或も一時國人會議の一種の和約章程を定め始て國を立し等の説也と共皆妄あり

第九章 然れ共古今各國の史傳を歷覽されど成國の縁由多般あり其要を撮る左の如く

第一 或も一箇の家族なり世を追て蕃衍して一民

種を成し其宗氏世々大權を握り終より國を成り或ひ人汚り外國より家を移り来り後其族漸く繁殖し其首長世々威權を執り遂に國を成す

第二 人なり天資英雄智勇萬人より卓越し能く兆民を以て其恩徳より心服せり或そ其威より屈服せりやく國を成る時も成國の本一人の心より在り

第三 聖人法を制し或そ皇天上帝の命より託し或そ天神の定むる所ありと稱して民の信を取る是成國の本聖人の制法より在り

第四 許多の豪族會議にて約を結ひ國人明よ之を許し或そ黙して之を許し以て國を成る是成國の本盟約より在り

第十章 國法列國公法と異あり混を可らず列國公法也

自立の諸國交際の誼を定む國外の事あり國法も國內律法の可否政令の善惡等を論じ國内の事あり

第十一章 國法亦民法と異あり民法又私法と稱す民人日用往來の私權私義を論じ民の私事あり國法も國家國民雙方の公權公義を論じ國の公事あり故も國法入國內公法と稱す

第十二章 國法の關係す所左の如一

第一 制法 人日用來の繫一叶醫藥音義の新
第十二 治道 人日用來の陳美興廢の大實も國家國方變

第三 政令 人日用來の太極點相也

第四 理財 本國家を一箇自立の大公會より其立

國の本意を達する為に許多の費用必需あり
此國用を治る政即理財あり

第十三章 制法とハ國の制度經濟の大典と國家國民雙方の諸權諸義并々諸人日用往來の際一切諸權諸義の條規を定て律法と為を云ふ

第十四章 治道とハ國中諸人權利平安を保ち國內禮序正しく民利增長を為す國家の周く心を用ふるを云ふ但民利を國家の宜しく關知を可きと關知を可らざるとの分界なり此分界を犯す可らず

第十五章 政令を營制法の條例を實事より施すのみ止らん總て政府萬機の出入内外國事の執行を云ふ

第十六章 理財と國家財用の經理にて國家私有の土地品物歲入歲出國債等の管轄を云ふ

第十七章 方今文明の諸國よりて之を刑法を國法論内の一分として之を論を

事士ノ章 て今大伊の御國よりナシ師士子四士諸内
品即處人數出國會事行者靜多云々

張士六

別指國會事行者靜多云々

第二篇

國の主權

第一章 索ニ本國ニ代リ本國の名を稱ト其臣民及他邦
列國ニ對して事を行ふ權位也。ベテ蓋此權位無レバ國
其國を成レ難レ此權位首トソニ國の保存を虞リ國家國
民の權利平安を保護レ禮序を正レ兆民の力を糾合レ且
之を輔翼セ

第二章 上章の權位を汎稱シテ政府又主長或モ首長と
云ふ

第三章 右の汎稱モ大小廣狹ニ拘ラズ總て之を兼用す
可レ即國の大權位并ニ國內州郡都邑の小權位キモ通

稱を可

第四章 通國の大權位を他一切小權位の本原あるを以て一箇の特稱を設けて之を別ち之を稱して主權と云ひ此主權を操る人を君主と云ふ

第五章 主權の由來と就て先哲の議論岐分縷析す
第六章 或人も之を天法と稱し天神所定の法と國と君臣あり臣あるは即天意ありと謂へり

第七章 又或人を主權の根源を尋常の人法を以て之を解き其説の人の一度得する主權を其人并々其相續子孫の身止りて世に遷らずと謂つり父祖相傳正統の業

第八章 又一説を主權の根本を家に天然の法則と同ド

ともいれり其説曰く一家の父も其家の嚴君として一切家族須らく服從す可と而して嚴君之を責る權嚴君の權を有つ

第九章 又更に一説り主權の本原を誓約より出づといふ曰く昔時嘗て國人會議にて國を立一人を奉立て君主と一百事其命を從ふ可と明々盟約を成し或も然らざり暗に此意を致せりと云へり合同誓約又臣服盟約

第十章 更に又他の説曰く本來主權を民に在りて永遠他人に譲る可らず然と共國民其便宜を因り暫く其主權を民中の一人或は數人假して之を行ふむ是其意主權を闔國の公益供せんが爲あり

第十一章 右主權由來の説一様あらずより同トく主權本來何人も屬す可りやと云へる論亦一定せざりき
第十二章 或も曰く主權本來國民總民の手も止りて他人絶て之を望む可らず國民亦之を他人も譲る可らず惟國人一人或も數人を其中より選舉し主權を託して之を行ふ耳然れど此主權を操る人を民命を奉ずる者として君命を奉じて四方も使を候者と其義一あり

第十三章 又一説は主權本來總國民も屬せりと雖一旦國民國の為ニ之を有徳の君子も譲り此時國民一同も誓約を呈し其人を奉じて君主と一萬民皆其臣僕と爲とりと云フ

第十四章 天法父祖相傳正統の業并々嚴君の説互に同意らずと雖主權本來其人も屬して平民も毫釐も関渉せざるを以て權無しと云ふるよ至りてハ僕同ド

第十五章 簡ム一盡し尤理も合へる説も國の主權即君權も成國の道理と同一にして分別す可らずと云へる説あり故も主權の原由亦必要として須臾も久く可らさざる在ス

第十六章 然らば其必要として久く可らず主權奈何あり人奈何ある定則の從ひ如何にて之を操り如何にて之を行ふやと問む時又於て之によ答ふる語え其國人文開闢の度民智明發の級に従ひ又風俗議論の同一うりに衣

食必需の異ある。因て一様あらばと知る可。

第十七章 見よ主權を領し之を行ふ狀も各國政體の同
トうゞぎるゝ從て異同あり而して政體も國初の舊慣よ
仍り或も中世よ之を變ぢる事を得可し

第十八章　闔國總民皆其國主權の臣僕あれぞ其命令を
奉順一にて恭敬あり可一即是即總民の為あり

第一 政治の大典及國家品序の總律法を制す(制法)

第二 右の大典律法を颁布し内外國事を總て障ふ
く執行ふ(政令、理財)

第三 國内の品序を正し一人々の權利を保護す司法

治道

第二十章 右主權作用の三向より 従て國權を別て三權と
之を制法行法司法の三權と云ふ每權作用の分界判然
としテ素る可らば各其特別の條規トヨシキ孟得斯路律
モーティスル清義十一

卷六

第一 政制法の確立津法を制定せ

第三章 同去の薩摩半津去又從ひ薩利を保漢を

第二十二章 右の三権各其本を異ヨ一特立シテ相關涉
せばと云ふ説シトゞ當ラバ

第二十三章 本來三權惟一君主より出づ但其向方の異
あるよ因て其作用同ドうゞぎる耳

第二十四章 君主一人の職務實々極て浩大あり故ニ業
を分て之を掌りやざるを得ず益業を分て事を行ふを天
下の通法あり

第二十五章 國制政治共ニ品序正しく條理紊れざるを
緊要トシ是を以て制法政令司法の三體屹然として特立
一互ニ其領分を侵ざるを要モ

第二十六章 右一主權の三作用互ニ均勢の狀を為テ彼
此相控制にて其偏重を防ぐ此も是國の平安を護リ且豫
以て暴君の虐政を防ぐ至良法あり

第二十七章 三權乃至數權各互ニ分裂特立モと云ヘ
る說も唯一主權の論ニ悖る取用モベウレバ若夫數權分立
の說實ニ行アリ時モ國終ニ分崩離析サム耳

第二十八章 左の三則掲て法とも可一

第一 國内唯一權ナリ其作用別モテ三とある 制法
政令司法是あり

第二 制法政令の二體を恒ニ互ニ和熟ニテ其力を
戮シズ

第三 司法を右の二體と屹然として別ニ自立シテ
他顧セズ只管律例ニ準據テ裁斷を為モ可

第三篇 制法

第一章 法律を制定する事と大主權作用の其一よりて
其本君主より出づ

第二章 法律を制定する方法と立國の制度よりて同ド
ラジ其故を大主權の所在又法律を頒布する方法其國
の制度よりて互に異あざばあり

第三章 國家の大權國民より歸す。國より於ても或を兆民
會議して法律を制定し或を國中より推舉する所の人國
民より代て之を論制セ

第四章 一人天下の大權を操る國より於ても一人の獨斷

を以て法律を制定す然れども朝令暮改其言の恒無まは
律法と為を可らず○一人所定の條規獨其國の臣民を羈
約する耳あらず國君及び嗣君の身を束縛して世に衰ざ
る可一但明々天下の號令にて之を廢一或て新條規を制
して舊條規を代るを別論あり

第五章 元来所定の律法を淺智の羣民一時譴罵の論より
動搖せば又一人愛憎の私の爲より攪亂せば確然不拔ある
可一是文明諸國の實より永く之を求一所あり

第六章 滋より之を求て之を得べる良法なり曰く有智有力の數君子をして律法を助け制せ一も。あり然る時を
君主此數君子の議を採り獻替を聽き或そ其許諾を請ふ

第七章 國内より州より邑あり恰一小國の如く其首長相當の威權より從て制定一する條例を其區域内より律法として行ふ可一

第八章 律法其載る所の條例より從ひ之を別て二種より

甲 定則

乙 令禁

第九章 甲を惟當行人事の規矩準繩を掲示する耳強て
人をして之を遵奉せ一む。事能む

第十章 此の如き律法を唯掲て以て庶民日用往来凡百
事件當行の規矩準繩とも。而已あり故より若夫二人相談
一互に納得の上其條例より背く事を自由自在あり但由て

以て他人の患害を起す如き事を禁令より明示して行ふ可
らざる耳

第十一章 令禁も一切國人皆之を遵行を可し若之を犯
を者も刑罰其身より加えゆ

第十二章 律法の關係する所より從て亦之を別て二類と
す

第一 國法

第二 民法

第十三章 國家の制度通國の經理財用の理正并に國家
國民双方の權義を定る等の諸條規を指して國法と云ふ

第十四章 其目を舉とぞ左の如く

第一 根本律法 即所謂朝綱又國憲よりて國家經綸
の基礎あり

第二 經綸律法 此を國家緊要事務の條規よりて
猶人身より脈絡諸機あるべ如く

第三 刑法及び治罪法

第四 稅法

第五 雜法 時勢景況より准じて國家特よ心を留む
可き要件種々行ひ其條例を定ゆる云々^ト
第十五章 民法も國人往來交會の際より生ずる所日用凡
百の事より關涉する諸權諸義を脩理して平人をして法則
を取らしむ者あり

支那國法詩 卷一

第十六章 民法の關涉する所左の如一

第一 人權 衆庶同生彼此相對して互に其權あり
之を人權と云ふ

第二 物權 人各物なり之を有し須り其權なり
可一之を物權と云ふ

第三 約束 得心の議定并に人の行事と景況又因
て律法上も定て違背を可らずすとも。事を云
ふ

第四 各人其人權物權を防護し又約束の遵行を責
る方法之を詞訟法と云ふ

第十七章 方今文明の諸國も於ても大抵右も舉る民

法四綱の細條目を網羅し悉く一大全備の律法書と成
り之を明示し

第十八章 律法を國人も能く遵奉せらむとせざ須ら
く頒告の禮式を行ひ國人も之を周知せらむ可一

第十九章 此頒告の後も一切國人悉皆律法を熟知すべ
一縱令否ざるも定て之を熟知せりとし故より律法を解
せん律法も聞きを以て辭を作り法を犯し法又違て其罰
を免れむとも。事能ざるあり

第二十章 律法も頒告の後惟將來も通行もし耳絶て既
往を追ふ力を有せば

第二十一章 律法も其時を限り又限らず。なり若

其時を限らざる者を永久窮りあく通行もと知る可一但
制法の位權を具備せる人明々號令して之を廢一或を別
々新律法を制一其古律法と矛盾する時を古律法の期
限盡つりと知る可一

第二十二章 民法の中制定頒告の明法成文法律法と慣習の先
例不文律法と并行する國なり然らざる國あり

第二十三章 慣習の先例成文の律法と一例よ行をす
由縁を國民の議論多年暗々一致して異論無く或は事務
り多年同例を以て處置し來り慣習の先例と成るよ在り
就中大司法院の批文尤其關防と為り遂々確然抜く可ら
ざるよ至る

第二十四章 民法論を彙集して一部の民法律書を設
る諸國よ於てそ所謂慣習の先例永く律法の威徳を失
法士の取ざる所す但律法書中殊更々明指して採用せ
る條例を格別あり

第二十五章 州邑等國內一區域中の律法を悉皆總國の
律法よ根據して毫釐も相矛盾する所無る可一

第廿五章 國事之公私
之別也。其間也。

士の事。被りて其事に參與する間計も。其間計
と國事とよ相應する事。其事の本體も大に
第十四章 五年餘り費盡して一時の度が暮すを覺ゆ

第四篇

政令并し理財
第一政令理財を萬機一途より出で命令能く行もる
を以て緊要とし故に政令理財を本来惟一人或は僅く數
人にて終始之を總攝可一

第二章 民主の説盛り行ひ國に於ても政令と理財を
特ニ一首領或は一議政府の司る所とする。專上章の理
因ふれり

第三章 一君主の國に於ても言ふ迄も無く君主總國の
頭首として惟君一人政令理財の二大權を掌握を

第四章 國の頭首を事理宜しく躬自政令理財の大本を

統領を可一但才力あり學あり政事も練達一する君子の參謀輔弼を要し而して君主の命令規定を制作一之を奉行するよ至ても貴賤諸等許多の官吏込論要用あり

第五章 各種官員の俸祿職掌を定め之を進退黜陟も之を總國主長の自任する所あり

第六章 上章より掲ぐる總國主長の任と所の事を皆國家の大事件あれバ須らく律法と定む恒典若く主長の政令より出する命令を以て定む格例も從て之を遵行し絶て人主一人愛憎の私を以て其間も行もの事無らむ可一此を天下總國の公益と兼て各員官吏の為よ實よ必要あり

第七章 諸員官吏を右の恒典格例より據一國主の命令を奉承一且其名號も由て官事を奉行也但其職務を致そ誠よ忠實ある可きを其任也所の責あり若夫否ざれば自其罪も服を可一

第八章 政令も獨律法を奉行も。のみよ止らば國の爲必要ある時も獨斷獨行して復律法の有無も關係せざる事あり而して國中一切諸人悉く政令の規定命令も服从する事律法も服従もると同一也。可一是政令の權宜一く然る可き耳

第九章 然りと雖政令を施行も。よ當て宜しく律法の本旨條例も契合して毫も矛盾も。所無く可一

第十章 理財即國家財用の政を其體二様なり甲を公法の體より乙を私法の體より屬す

第十一章 國家立國の本意を達する爲より設立所の諸物用らる所の諸事より供する費用あり此費用の管轄も皆公法の體あり

第十二章 其目三行

第一 國民を役し貢物を納と稅銀を征とは國家立國の本意を達する爲より必需の資用を備えずが故にあり

第二 右の費用を國家の公事より供する爲より諸員官吏の俸祿等の如く

第三 國家公物の管轄公物とは通國公共の物にて一人の私有より非るを云ふ譬へ政府衙門大學校等總て國人公有の設施馬頭道路橋梁運河津渡隄防海陸戰備砲臺軍艦戰具等の如く

第十三章 右公法の體より属する理財を政令の一端ありと謂ふ可也

第十四章 國家惟平民私會と同様の業を為す事なり此時其費用の經理を私法の體より屬す

第十五章 其目亦三行

第一 人權物權の執行物を取て其所有と爲るの類あり約束の執結賣買を爲す物を借り人を傭

ひ請負仕事を爲し金銀を貸借する類あり

第二 國家其私財を出し産業を興作し或も惟其私利を收め或も天下の公益より供を鐵路を創り工作場を設る類あり

第三 國家所有の植貨田野山澤建築等總て恰地を云動貨畜類家什等總て運輸の管轄但此物ふ可き物品を云ふ天下の公益より供せば惟國家の私有する時を云ふ譬ぞ國家の私田金銀貸附私會の入社及鐵路の材料等の如く

第十六章 私法の體より屬する資用の管轄は就ても國家も尋常平民より民法の條例より違背する事能ず

第十七章 上章諸件の規則獨通國のみあらず州邑は於ても同様より通行可し

第十八章 州邑は於ても制法の官より立て政令理財の官ひよ可く政令を一人或も一議政府の管轄より屬し理財を公法私法の兩體を存可し

第十九章 然れども州邑の政令理財を宜しく總國の律法を推尊し總國政令の管轄より從て之を行ふ可し

也と曰ふ如令ト一人處ア一聲威武の聲持る聲ト對極よ
奉十八章 例題より者ノ由佛高の有る聲ト如令異極の有
リと同範の血計シテト

第五篇 司法不整

司法不整

第一章 司法を國の平安を護り國中の非法非禮を防ぎ
諸民の權利を保護ト以て國の洪福を長む。方術中の尤
ある者又リテ國家治道の一端ニ屬ヒ

第二章 司法を類別トテ平常と非常の二種トヒ

第三章 平常の司法更ニ之を類別トテ二種トヒ

甲 聽訟 此を諸民日用往來中其諸權諸義ニ關涉
リテ生むる所の詞訟を聽決チルを云ふ

乙 斷獄 此を刑律を犯セル人の罪科を裁斷チル
を云ふ

第四章 平常司法又於ても君主の名位を以て詞訟を聽
決を其義君主の聽決と同ト而一して司法の官即法士を君
主の任むる所あり

第五章 善く法を司り聽決を。又必須あるも中正不偏
ム一々恒々律法又照して各人の権利を保護一不正不義
横暴私欲を禁止する。又在り

第六章 故ニ法士を能く其人を得能く法律又通じ可一
且法院を毫も掣肘せらる。患あく自立して審。又律法を
守る可一是等の制を定め之を保護するも亦律法又一て
須らく確然不拔ある可一

第七章 之ダ爲ニ至當の良方左の如一

第一 法士を任トテ終身官ニ居一むる事

第二 律法又掲。又法士俸祿の制を以て有る事

第三 國家高會の其一より具呈する所の名簿中よ

リ法士を選任する事

第四 法士の職掌權義を詳記して條例とする事

第八章 詞訟犯罪の大小輕重又準にて各相當の法士あり
律法又明白ニ之を指示を若夫人行。又律法指示する所
の法士又趣き訟んと欲する時を他人其意ニ戾り之を沮
み止む可一

第九章 律法又定する正員法士の外ニ臨時ニ法士を任
ト臨時ニ法院を設て臨時の訟獄を聽斷する事絶て無る

可一

第十章 司法院を制法院及び政府と眞に隔絶して特
自立を可一故に制法の官を能一切の律法を制定せれ共
兼て律法と準據して訟獄を聽斷する官と爲る可一政
府の諸官員亦兼て方正中立の法士とする可一あり
第十一章 法士を只管律法と據り以て訟獄を聽斷し毫
も律法の正邪當否を論を可一又人なり法士も趣き訟
うる時も法士律法と詳々其事を載ざるを以て辭を作り
て其聽斷を拒む可一

第十二章 法士批文中も其斷由を明記一人をして一見
して左の二條を知る可一

甲 法士裁決する所の事實を審覈する事

乙 律法中何の章何の條を採用する事

第十三章 事實を審覈する事を明確する證左を以てそ
可一

第十四章 證左とする所左の如一

第一 本人法士と對して爲す所の自首

第二 証人の辭或は其道と長じる人の解明

第三 証左とて出でる文書

第四 事情の連結 蓋此連結を参考すれば事實自
然と明白であるあり

第十五章 聽訟を法院の門戸を開き公然として之を行

ふ可一然れ共別々開門一難き故り時も之を閉づ可一
然と共批文より恒ふ詳々斷由を記して兆民より明示を可
一

第十六章 小事の聽訟を一法士之を司る若夫其事大本
とは數法士列座一相互より討論を盡一衆口より從て之を決
を可一(法臺中法より法士三名法府大法より五名議法院至高法院)七名乃至十二名

第十七章 裁決既より定より後訟者更より高等の法士より趣
き覆實を請ふを許を可一其より法士法を司る恒より正直綿
密ありと雖或を誤謬を免とざる事り故より此法を設と
りあり之を越訴と稱す

第十八章 非常の司法又之を二類より別つ

第一甲 軍法 此を海陸兵卒の罪科を驗治もとより
船舡乙 有司の聽訟 此を有司中生より所の詞訟を裁
判するあり

第十九章 非常の司法よりても裁決公平中正あり可一
故より非常の司法亦謹て尋常司法の爲より上章より記して
條例を守る可一

第二十章 然し共事情自異ありを以て二三の尋常條例
より膠柱を可らざる事り

第二十一章 軍法も殊より戦争の間より在て一速且つ嚴あり
可一是軍中よりては紀率尤嚴正よりて士卒肅然とく

能く將命を奉らるゝを要もればあり故に推問裁斷共によ
簡便ある可一

第二十二章 軍法は於ても槩もるゝ將帥兼て部下の法
士する事特々須要あり當然而已あるに時勢之を要在
る時も將軍令を下し暫時平常律法を廢して一地より行む
れしめざる事なり是將軍の特權あり(譬へ守城中より軍法
を布告する如)

第二十三章 有司の詞訟を職務の争論にて即國政内の
議論あり故に尋常法士の裁判は託し難く政府自之を裁
決を可一是此詞訟政令殆一ふれて離る可らざるゝ因る
あり

第二十四章 此時政府の依怙頗るを防ぐ方法種一ある
可一譬へ裁決の前より當て中正公平あり國會大臣の議を
取る類あり

第二十五章 尋常民事の詞訟を雙方相談納得の上法院
より赴ぞりて平人の内有徳の君子より就て裁判を請ふを得
是を判者と稱せ此時判者律法の條例を照し或も惟仁義
禮讓より基て之を断ぢ是律法の許も所あり

第二十六章 判者の裁判法士の裁決と同一よりて雙方
共よ之を奉守す可一

第六篇
刑法并は治罪法
第一章 文教昭明ある列邦の國法論より從む刑法ハ方正
中立の法士君主より代り君主の名位を用ひ律法を謹案して行ふ所あり

第二章 野蠻の俗は於ても刑即復讐の具にて所謂惡を以て惡は報う。あり故は屈害を受一人躬自其敵を刑に然らずれば子弟親眷之は代て刑を行ふと云ふ拉丁語の
ユスカリ

第三章 文教半明ある國よ於て尤生殺與奪の權悉皆君主よ在り故よ若夫臣民君主の命令よ違背一或尤其視て

刑を加へる事絶て無る可一

第十二章 刑罰を加ふ可き罪科を律法より掲て明白と之を指示可一律法より明示して罪科と一刑罰を以て懲を可き所業の外も絶て罪科と為可らば

第十三章 何の罪科を何の刑罰より當ると云ふ事律法より掲記して明瞭ある可一又罪科より加へるより律法より定むる所の刑罰を以てせばして他の刑罰を以てちる事絶て無る可一

第十四章 惡業の有無及び人の罪有ると罪無きとを裁断するを律法より指示する所の法士ある可一

第十五章 法士より罪人の推按を請ふ事宜りく律法所定

の條例より從ふ可一是一つは告訴つらゝる人の權を保護一二つは國家の權を保護するあり

第十六章 治罪を以て其専務とする官行り此官屈害を被り一人の告訴を受理し且犯罪犯者を探索逮捕して之を法士より送り致を以て其任とん

第十七章 右治罪の官法士より呈を左より二証を以て可一

甲 惡事の所業あり一証左

乙 犯人として法士より送る所の人罪惡を犯して

証左

第十八章 犯人として告られする人をして法士の前より

優々自陳理をもを得せしむ可也。若夫罪惡の証左猶未明白あらずする時を未其人を正犯として視る可らば第十九章 左の憑據未著明あらずする間ハ法士未其人の罪科を斷決を可らば

第一 推按ち所の事之を刑律の例條と照すよ刑

も可き罪科ある証

第二 犯入とて告られする人實と惡業を為し

第二十章 証左を得る方法左の如

第一 自首

○第二 其道と巧ある人の解明及証人の辭

第三 証左の文書

第四 事情の連結

第二十一章 告らとする人の自首と本心と情實を吐露する者あり可也而して猶且他の憑據と契合して証左とし取用ふ可也

第二十二章 拷問を加へ或ハ誘問にて首伏せしもの

自首を証左ともり足らん

第二十三章 一旦罪科決定せる人更に高等の法士と赴き覆治を請ふを得る事尋常の詞訟と同一う亦可也

第二十四章 若夫罪狀既に極り最早越訴を可らざる時も治罪の官之より任して尤速と其刑を其人より加ふ可也

第二十五章 犯罪の批文を君主の名位を以て之を作り
と雖も君主特よ其罪を赦し或そ其刑を減じて輕きと從
しむる權を有を之を特赦の權と稱す

第二十六章 特赦の權亦是無る可らば其理左の如し
第一 法士の律法を司る極て慎重綿密ありと雖も
然れ共或そ誤て無罪を有罪とす事其絶て
無きを保ち難し

第二 文教日々進み時論月々新しくして休む法士の
事二十一章 法を司るは惟律法も是據る律法も重を持つ
事二十四 故ゆ其斷罪復時論も合せざる事間亦是なり
事三 彼國ノソは時論既に死刑を以て刑理も悖れ

りと云ひ世務も亦之を要せばと云ふ故に新
律大抵死罪を廢して二十年乃至二十五年間
懲惡院に入る若其未廢せざる者を大抵特赦
し從て死一等を減むと云ふ

第三 犯人の所業律法の嚴文より宜しく重刑を
加ふ可一と雖も然と共或そ其情意憐む可く
恕を可き事亦是なり

第二十七章 君主又法士の推按を半途よりて停止し或
を罪人の追捕を一切廢閣せしむる權を有を甲を停問の
權乙を措不問の權と稱そ理特赦の權又同一

第二十八章 諸國ノ於て死刑或そ身の大恥辱と為る刑

を受く可き重罪也。時々當りて先其人の罪也。と罪無きと絶斷する。法士の職も非を一々却て國民の德望らる人數名商議して定る所より之を斷士又誓士と稱そ然る時を法士の職も惟律法又照へて其當刑奈何を決する耳。

第二十九章 犯人獨國家の刑を受るのみあらず兼て又其曾て害を加へる人より相當の償を為す可一返償の金額も害を受ける人の訟より因て法士の裁定也。所より但此の私法の條例も屬を。

第三十章 文明の諸國は於ても一種の官人たり罪惡を探索するを以て其職より巡察の官是より益巡察の監察

も兼て惡行を未萌よ防ぐ一良方と謂ふ可一

第三十一章 然りと雖政府巡察を用ひ良民正當の行事自在を鉗制する一器とも事絶て是無了可一

日食之惟同也。一祭之也。事終了其鄉也。目一
張三十章。祭之。舉火而興琴。玉用之。為上音。○詠車
子。樂也。未敢上討。○急也。上體也。下也。

